

〔瓦礫雜考〕下鬼のねんぶつ

唐の李義山雜纂の不相稱といふことの中に、屠家念經といへるも似合ぬ事をたとへしなれば、そのこゝろ又同じ、

人事

〔日本書紀推古二十二年〕二十二年四月戊辰、皇太子親筆作憲法十七條、略十二日、國司國造勿歛百姓、國非

二君民無兩主、率土兆民、以王爲主、所任官司、皆是王臣、何敢與公、賦歛百姓、

〔平家物語八〕那都羅の事

同じき二十日の日、都には法皇の宣命にて、四の宮閑院殿にて位に即かせ給ふ、攝政は元の攝政、近衛殿變らせ給はず、頭や藏人になしおいて、人々皆退出せられたり、三の宮の御乳母泣き悲み後悔すれどもかひぞなき、天に二つの日なし、國に二人の王なしとは申せども、平家の悪行に依りてこそ、京田舎に二人の王はまし、略下

〔平家物語三〕せいなんのりさうの事

主上此の返事を、れうがんにおしあてさせ給ひて、御涙せきあへさせ給はず、君は舟、臣は水、水よく舟をうかべ、水又舟をくつがへす、臣能く君をたもち、臣又君をくつがへす、略下

〔漢語大和故事三〕君ハ舟臣ハ水 荀子曰、君者舟也、庶人者水也、水則載舟、水則覆舟、略中 諺是等

ニ本クナルベシ、

〔源平盛衰記三十五〕粟津合戰事

兵ノ中ニ、家包甲ヲ脱、太刀ヲ納テ降人ニ參レ助ン、木曾殿モ今ハ主從三騎也、和君一人命ヲ弃タリ、共、木曾殿軍ニ勝給フベシヤ、唯降人ニ參レ無由々々ト云ケレバ、家包申ケルハ、弓矢取身ハ主ハ二人不持、軍ノ習、討死ハ期スル處也、略下

〔源平盛衰記一〕五節夜闇打附五節始并周成王臣下事